

【資料4】
模倣品の越境取引に関する規制の必要性について
(商標法検討事項に関する意匠法等への波及)

令和3年1月18日

特許庁

商標法に関する検討

(第6回商標制度小委員会 (2020年11月6日実施) 資料3より一部抜粋)

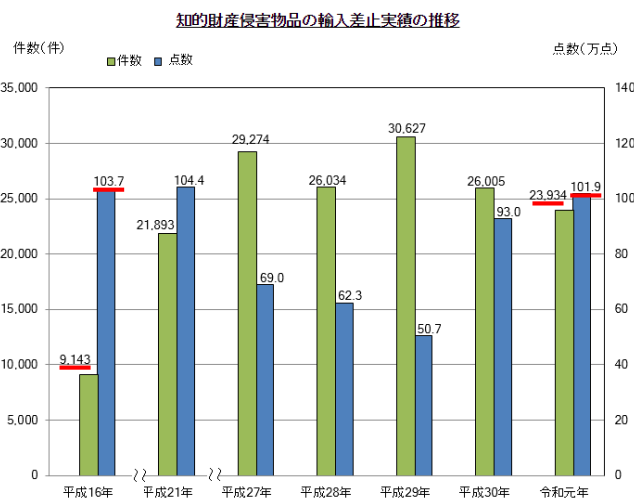
知的財産侵害貨物の小口化と商標権侵害物品

- 財務省公表の「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」によれば、平成16年と比較して、近年、差止件数は大きく増加（約1万件→約2～3万件）しているが、差止点数は同程度（約100万点）であり、**侵害貨物は小口化の傾向**（下記A-1）。侵害品の内訳は、件数ベースで**商標権侵害品が突出**（下記A-2）。直近の**令和2年上半期**においても、**小口化の傾向は顕著**（下記B）。

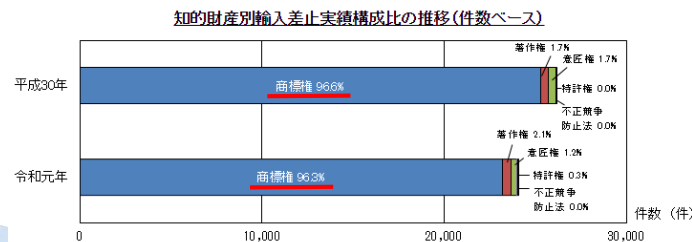
※「輸入差止件数」は税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。「輸入差止点数」は税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。（例）1件の輸入申告又は郵便物に、10点の知的財産侵害物品が含まれていた場合「1件10点」として計上。

<令和元年>

A-1



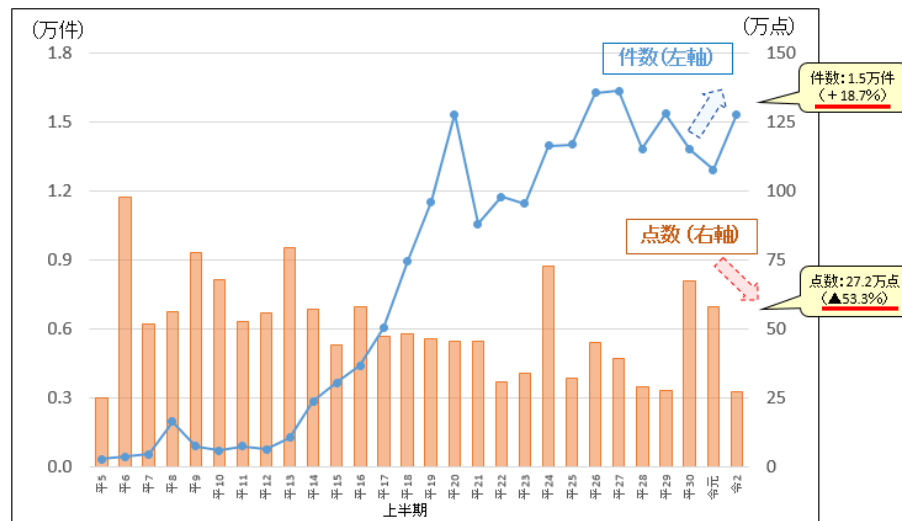
A-2



<令和2年上半期>

B

(1) 輸入差止件数・点数【上半期の推移】



財務省「税関における知的財産侵害物品の水際取締りの現状及び課題」
日本関税協会知的財産情報センター講演会資料（令和2年10月）

※赤線部加筆

知的財産推進計画2020

- 知的財産推進計画2020において、模倣品の個人使用目的の輸入について具体的な対応の方向性を検討することとされている。

5. コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築

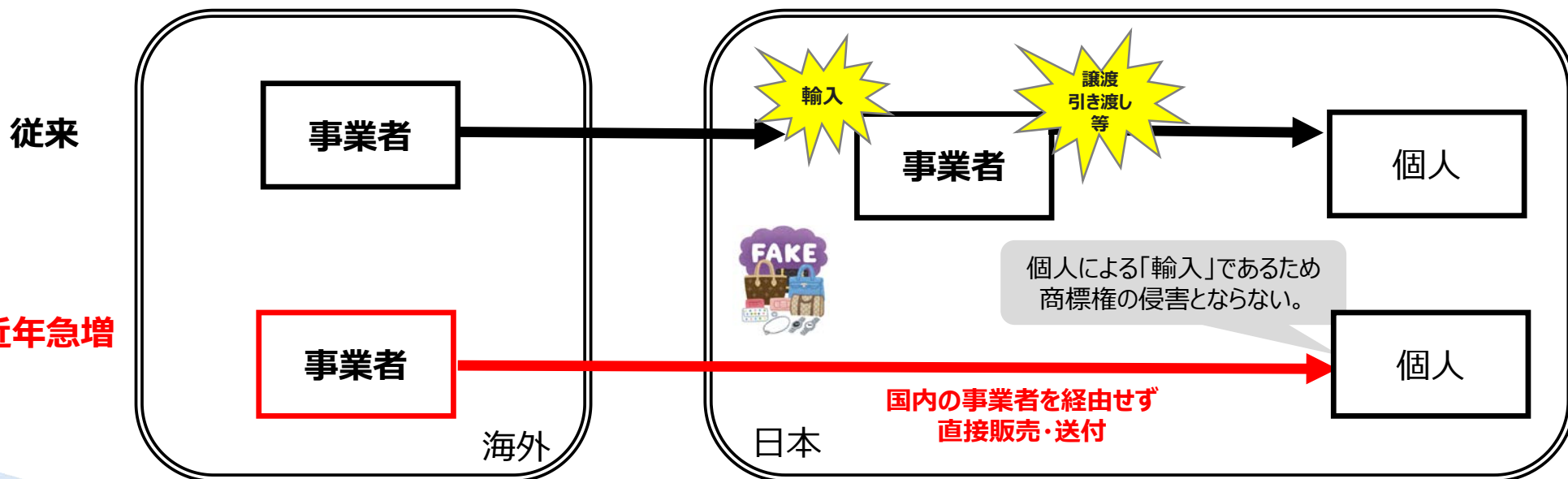
(2) 模倣品・海賊版対策の強化


(施策の方向性)

- 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。（短期）（財務省、経済産業省）

模倣品の越境取引の変化と商標権侵害（「輸入」）

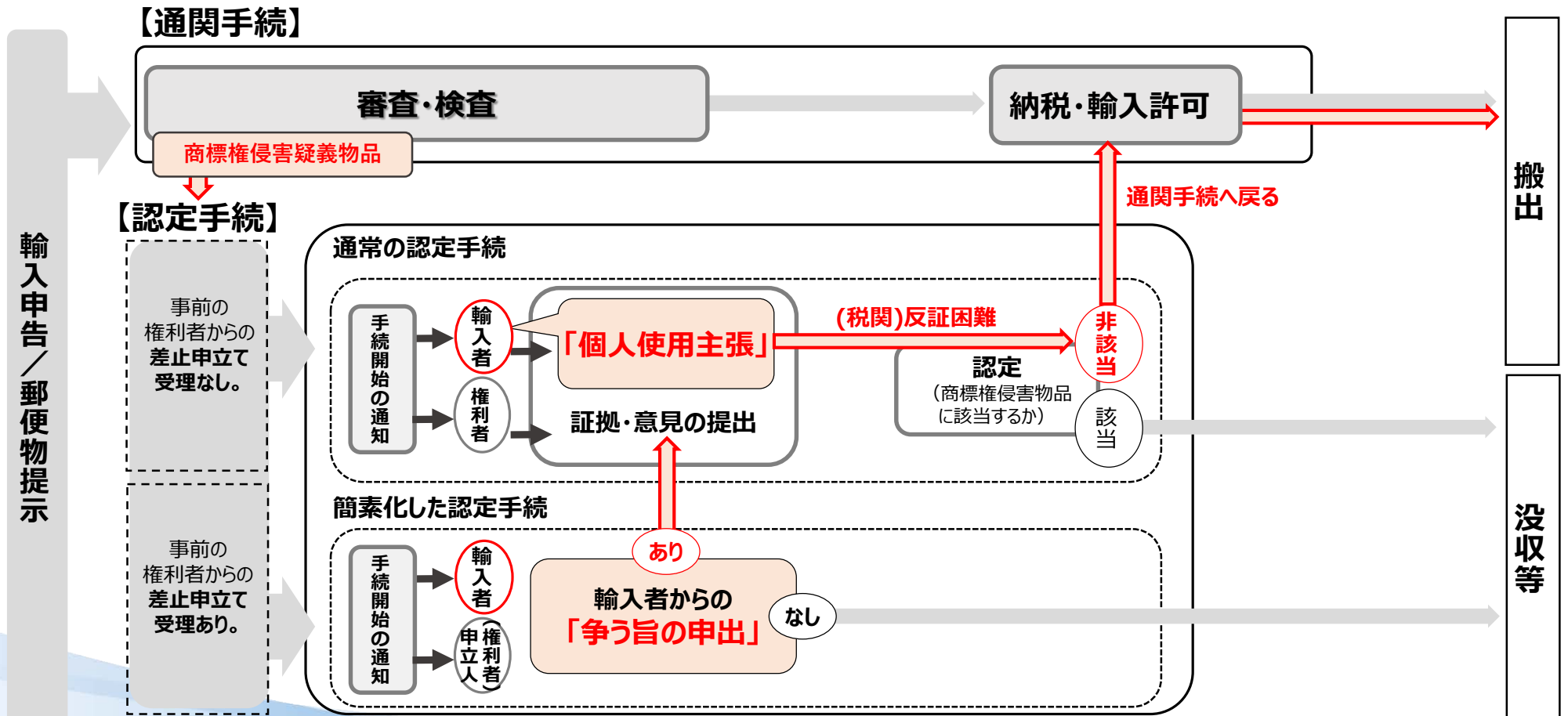
- **従来**：模倣品の越境取引においては、国内に事業者（輸入・販売業者）が存在した。
→この場合、国内の事業者による「輸入」は商標権侵害となる。
- **近年**：**eコマースの発展、国際貨物の配送料金低下等**により、海外事業者が国内の個人に対し、模倣品を直接販売・送付するケースが急増。
→この場合、個人（事業者に該当しない者）による「輸入」は商標権侵害とならない。



 現行法上、商標権侵害となる行為

商標権侵害物品と税関における没収等

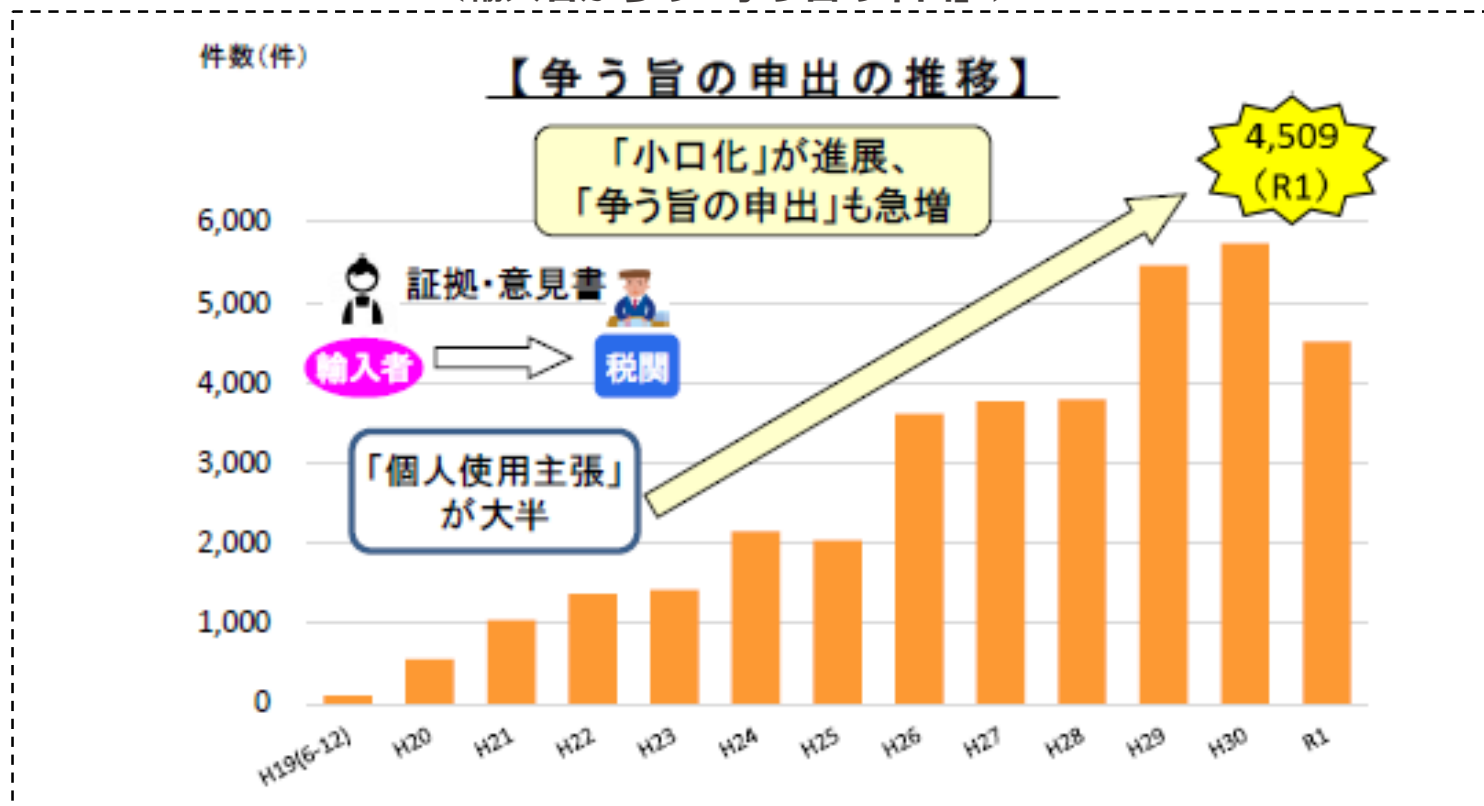
- 商標権侵害物品は、「輸入してはならない貨物」として税関での没収等の対象となる。
 - 没収等の前提として認定手続により、商標権侵害物品の該当性を判断。
- 模倣品の購入者（輸入者）が「**個人使用主張**」をして商標権侵害該当性を争うと、税関では反証困難となり、**模倣品の流入を阻止できないケースがある**（下記図の赤色矢印）。



模倣品の輸入者による「個人使用主張」の増加

- 認定手続において、「争う旨の申出」が急増しており、その大半は「個人使用主張」。
- 結果として、**模倣品の流入増加に歯止めをかけることができていない。**


<輸入者からの「争う旨の申出」>



財務省「最近の関税政策と税関行政を巡る状況」（令和2年10月23日）関税・外国為替等審議会 関税分科会資料

→ **模倣品の越境取引の問題について、何らかの措置を講じるべきではないか。**

欧米の規制状況との比較（商標）

	個人使用目的による模倣品の輸入は税関で差し止められるか（携帯品*を除く）。	備考
アメリカ	○	
EU	○	<p>（従来）個人使用目的による模倣品の輸入が商標権侵害に該当するか、税関で差し止められるか等について、争いがあった。</p> <p style="text-align: center;">  規制状況の変化 </p> <p>2014年、欧州連合司法裁判所判決（Case C-98/13）は個人使用目的による模倣品の輸入の事案について、EU域外の「販売業者」の行為に商標権侵害等が成立するものとして、税関差止めの対象とすることを認めた。</p> <p>判決を踏まえ、EU域内の者が個人として使用する場合であっても、EU域外の事業者が模倣品をEU域内に宛てて送付した場合については、当該事業者の行為（「輸入」等）に商標権侵害が成立すると解釈し、税関差止めの対象とされている。</p>
日本	×	<p>個人の輸入する模倣品は商標権侵害物品に該当しないため、税関差止めの対象とされていない。</p>

*携帯品（ハンドキャリア）については、アメリカでは数量等の制限を超える場合に差止め対象。EUでは「業として」の性質を有する場合に差止め対象。日本では事業者による場合に差止め対象。

→ EUのように、海外の事業者の行為に着目して規制を行うことはできないか。



意匠権を巡る状況及び検討の方向性

税関における意匠権侵害品の差止状況

【令和元年の意匠権侵害品の輸入差止実績】

	輸入差止件数	輸入差止点数
特許権	83	19,211
意匠権	289	85,684
商標権	23,182	867,804
合計	23,554	972,699

【差し止められた意匠権侵害品の例】



イヤホン

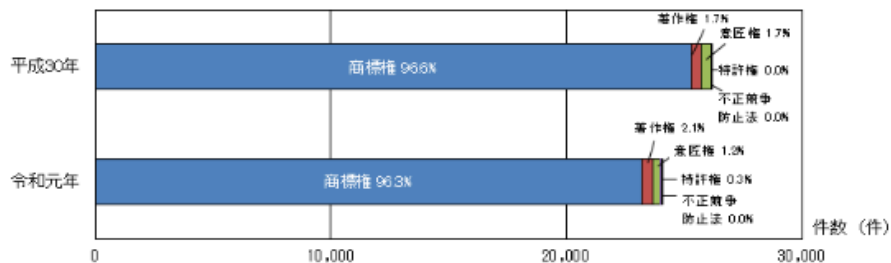


トナーカートリッジ

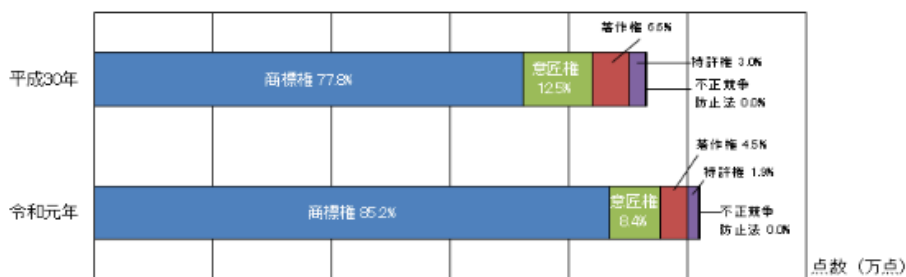


ペンケース

知的財産別輸入差止実績構成比の推移(件数ベース)



知的財産別輸入差止実績構成比の推移(点数ベース)



財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」（令和2年3月6日）

https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2019/20200306a.htm

（最終閲覧日：令和3年1月5日）

財務省「令和2年上半期の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」（令和2年9月11日）

https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2020_1/20200911a.htm

（最終閲覧日：令和3年1月5日）

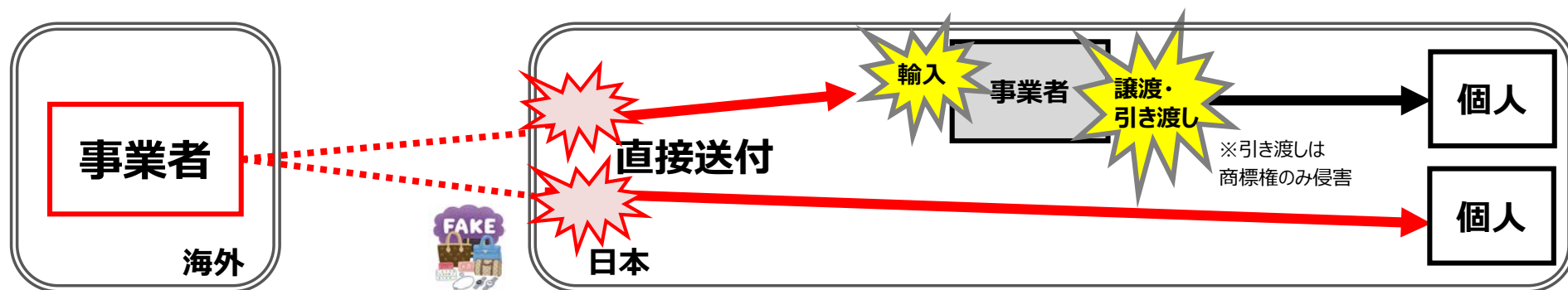
欧米の規制状況との比較（特許・意匠）

	個人使用目的による模倣品の輸入は税関で差し止められるか（携帯品*を除く）。	備考
アメリカ	(○)	米国関税法1337条に基づき 国際貿易委員会 (International Trade Commission: ITC) に対して不正輸入調査を請求し、排除命令を得た場合に限り規制の対象 となる。
EU	○	2014年の欧州連合司法裁判所判決（前出Case C-98/13）により、EU域内の者が個人として使用する場合であっても、 EU域外の事業者が模倣品をEU域内に宛てて送付した場合については、当該事業者の行為（「輸入」等）に商標権侵害が成立すると解釈し、税関差止めの対象とされている。 かかる判断は、知的財産権侵害疑義物品全般に及ぶため、EU域外の販売業者による特許権・意匠権侵害物品も、EU域内の個人（発注者）側の個人使用目的を問わず、税関規則に基づく差止等の措置が可能となる。
日本	×	個人使用目的により輸入する模倣品は特許権・意匠権侵害物品に該当しないため、税関差止めの対象とされていない。

商標法及び意匠法の検討の方向性（海外事業者の行為に着目した規制）

（第6回商標制度小委員会（2020年11月6日実施）資料3を一部修正）

- 近年の越境取引の変化、模倣品の流入増加を踏まえ、何らかの措置を講じるべき。
 - 過去の検討に照らし、商標法において個人の行為（輸入・所持）を規制することについては、引き続き慎重な検討が必要。
 - 海外の事業者が国内の者に模倣品を直接販売・送付する行為について、現行商標法上、商標権侵害が成立するか明らかでない。
- 海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権を侵害する行為と位置づける方向で検討することが適当である。
- ※ 同様の問題は意匠権との関係でも生じ得ることから、意匠法でも同様の方向性で検討。



新たに商標権及び意匠権侵害と位置づけようとする行為



現行法上、商標権及び意匠権侵害となる行為